令和７年度（２０２５年度）研修支援（登録講師派遣）事業

県内の企業、団体等が実施する研修に「人権関係登録講師」を派遣します。

- 企業、団体等での職員研修
- 企業、団体等での人権担当者等の研修会
- 児童、生徒、保護者等向け人権講演会

＊内部構成員向けの研修

県が講師への謝金と旅費を負担します！

熊本県人権啓発キャラクター「コッコロ」

≪支援の対象とならない場合≫
①広く住民等の参加を募る人権イベント等
②国、県、市町村、一部事務組合、及び広域連合が行う研修、教職員のみの研修等
※①･②の場合でも、登録講師の「紹介」は行います。お気軽にお問い合わせください。
また、派遣の上限回数は、同一団体等は２回、同一内容（テーマ）では１回となります。

①相　談

研修（日程、希望する講師等）について人権同和政策課に相談（096 - 333 - 2299）

※　講師との日程調整のため、１ヵ月前までに相談・申請をしてください。

②申　請

熊本県人権センターホームページにある「研修に係る講師派遣申請書」（様式第１号）に必要事項を記入し、下の申込み先に提出（メール）※メール以外の方法は要相談

③決定通知

県が派遣決定と登録講師の情報を通知（メール）

④打合せ・研修実施

主催者が研修について登録講師と打合せ、研修を実施

⑤報　告

研修終了後１週間以内に、熊本県人権センターホームページにある「研修に係る講師招へい結果報告書」（様式第３号）と研修資料（講師が提示した資料等）を、人権同和政策課に提出

≪その他≫
〇派遣対象は、６０分以上の講演等です。
〇講師の詳しい情報は、熊本県人権センターホームページに掲載しています。
〇講師のスケジュールによっては、派遣ができない場合があります。
〇予算の範囲内での対応となりますので、申込多数の場合は先着順となります。
〇希望者には受講済証を発行します。
（熊本県ＳＤＧｓ登録申請の際に御利用いただけます。）
〇希望者は熊本県人権センターホームページ等で本研修を受講されたことを紹介します。

【　お問合せ・お申込み先　】　熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課
電　話　０９６－３３３－２２９９　　ＦＡＸ　０９６－３８３－１２０６
メール　jinken@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県人権センターホームページへのアクセスは　熊本県人権センター　検索
※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。